

制限付一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6及び室蘭市契約に関する規則（平成12年規則第21号）第11条の規定に基づき、下記のとおり公告する。

令和6年4月26日

室蘭市長 青山 剛

記

1 入札に付する業務内容

- (1) 件名 子育て支援員広域研修事業業務委託
- (2) 仕様等 仕様書のとおり
- (3) 入札方法 郵便入札
(次のアドレスの「郵便入札の手続きについて」を確認のうえ、入札をすること。)
<https://www.city.muroran.lg.jp/main/org2420/yubinnyusatu.html>

2 入札参加資格

入札参加者は、次に掲げる条件をすべて満たす者

- (1) 本市において、認可保育所、認可幼稚園を運営している社会福祉法人、学校法人若しくは特定非営利活動法人であること。
- (2) 次の者に該当しないこと。
 - ア 契約を締結する能力を有しない者
 - イ 破産者で復権を得ない者
 - ウ 地方自治法施行令第167条の4の競争入札参加排除の規定に該当する者
 - エ 公告の日から入札執行日までのいずれの日においても、室蘭市競争入札参加資格者指名停止等措置要領の規定に基づく指名停止の措置を受けている者
 - オ 会社更生法による更生手続開始前の申立てがなされている者又は民事再生法による再生手続開始の申立てがなされている者等経営状態が著しく不健全である者（更生手続き又は再生手続きの開始後、室蘭市からの再認定を受けている者を除く）
 - カ 室蘭市税（団体等賦課の市税）を滞納している者
 - キ 国税（消費税及び地方消費税）を滞納している者
 - ク 都道府県公安委員会が指定する暴力団又は暴力団連合体の構成員を役員（法人格を有しない場合は代表者）並びに支配人及び営業所等の代表者として使用している者

3 入札参加申請書等の提出期間、場所等

- (1) 申請書等
入札参加希望者は、制限付一般競争入札参加申請書に、次の書類を添付して提出すること。
 - ア 制限付一般競争入札参加申請受理票
 - イ 履歴事項全部証明書又は現在事項全部証明書（公告日から3ヶ月以内に交付されたもの）
 - ウ 室蘭市税の滞納無証明書（公告日から3ヶ月以内に交付されたもの）又は市税納付状況調査同意書 ※室蘭市から課税がある者に限る。

- エ 国税（消費税及び地方消費税）の滞納無証明書（公告日から3ヶ月以内に交付されたもの）
- オ 2（2）クに関する誓約書
- (2) 提出期間 令和6年4月30日から令和6年5月16日まで（必着）
（ただし、土曜日・日曜日・祝日を除く、午前9時から午後5時まで）
- (3) 提出先 〒051-8511 室蘭市幸町1番2号 室蘭市保健福祉部子育て支援課こども育成係
（室蘭市役所本庁舎1階、電話0143-25-2400）
- (4) 提出方法 郵送又は持参すること。（電子メールやファクシミリによるものは受け付けない）
- (5) 入札参加資格の確認
申請書等を受理した者のうち、入札参加資格のない者には、その理由を記載した文書により通知する。
- (6) 提出書類様式の入手方法
（3）の提出場所において無償で配布するほか、次のアドレスの室蘭市役所ホームページにおいて、ダウンロードできる。
https://www.city.muroran.lg.jp/main/org4510/kodomo_nyusatu.html
- (7) その他
 - ア 申請書及び資料等の作成並びに提出に係る費用は、提出者の負担とする。
 - イ 提出された申請書等は返却しない。
 - ウ 受理票は持参の場合は受理時に、郵送の場合は電子メール又はファクシミリにより通知する。

4 入札保証金及び契約保証金の有無

- (1) 入札保証金 免除
- (2) 契約保証金 免除

5 仕様書等

仕様書等の配布は、次の期間、場所で行う。

- (1) 配布期間 令和6年4月30日から令和6年5月16日まで
（ただし、土曜日・日曜日・祝日を除く、午前9時から午後5時まで。）
- (2) 配布場所 〒051-8511 室蘭市幸町1番2号 室蘭市保健福祉部子育て支援課こども育成係
（室蘭市役所本庁舎1階、電話0143-25-2400）

6 入札方法、入札書の提出期限等

- (1) 入札方法 次のアドレスの「郵便入札の手続きについて」を確認の上、入札すること。
<https://www.city.muroran.lg.jp/main/org2420/yubinnyusatu.html>
- (2) 提出期限 令和6年5月16日まで（必着）
- (3) 提出先 〒051-8511 室蘭市幸町1番2号 室蘭市保健福祉部子育て支援課こども育成係
（室蘭市役所本庁舎1階、電話0143-25-2400）
- (4) 提出方法 郵送（一般書留又は簡易書留）又は持参すること。
（電子メールやファクシミリによるものは受け付けない）

7 開札（入札執行）の日時及び場所

- (1) 開札日時 令和6年5月17日（金） 午前10時00分
- (2) 開札場所 室蘭市役所本庁舎 1階1号会議室

- (3) 入札方法
 - ア 入札書は郵送又は持参すること。（電子メール及びファクシミリによる入札は認めない）
 - イ 入札回数は、2回までとする。ただし、第1回目の入札においての入札辞退者、入札遅参者及び無効の入札をした者は、第2回目の入札に参加できない。
 - ウ 入札金額は、総額で記載すること。
- (4) 開札の立会者について
 - ア 当該入札に係る入札者のうち開札の立会を希望する場合には、立会を希望する旨を、開札日の前日までに書面にて申し出ること。
 - イ 開札の立会者は1名以上置くこととし、上記による参加者がこれに満たない場合には入札事務に関係のない職員を立会者として充てる。
- (5) 結果の連絡
 - 開札後、落札者に対してのみ、落札決定後、速やかに連絡する。

8 郵便入札心得等

- (1) 代理人が入札する場合には、委任状を提出すること。
- (2) 入札書は封筒に入れて提出すること。
- (3) 入札書の撤回等
 - 市に到達した入札書の書換え、引替え又は撤回はできない。
- (4) 入札の辞退
 - 入札書が市に到達した後でも、入札開始までは入札辞退を認める。
 - 入札等を辞退される場合は、辞退届（様式は任意）を提出すること。
- (5) 次に該当する入札は、無効とする。
 - ア 入札に参加する資格のない者がした入札
 - イ 一の入札について同一の入札参加者が2通以上の入札書を提出した入札
 - ウ 入札者の記名押印がない入札
 - エ 入札金額を訂正している入札
 - オ 入札金額その他重要事項の記載が不明確な入札
 - カ 公告等で示した入札書の提出期限を過ぎて到達した入札
 - キ 明らかに不正によると認められる入札
 - ク その他入札に関する条件に違反してなされた入札
- (6) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（1円未満の端数は、これを切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (7) 「郵便入札の手続きについて」を確認のうえ、提出すること。
- (8) 入札の中止等
 - ア 入札までの間にやむを得ない事由のため、入札を延期又は中止することがある。
なお、中止となった場合でも、申請書等の作成費用は申請者の負担とする。
 - イ 落札の日から7日以内に契約を締結しないときは、この落札を取り消す。

- 9 問い合わせ先 〒051-8511 室蘭市幸町1番2号 室蘭市保健福祉部子育て支援課こども育成係
(室蘭市役所本庁舎1階、電話0143-25-2400)

子育て支援員広域研修事業業務委託仕様書

室蘭市長（以下「甲」という。）が委託する、子育て支援員広域研修事業業務委託の履行について、受託者（以下「乙」という。）は、本仕様書に基づき履行するものとする。

1. 一般的事項

（1）目的

子どもが健やかに成長できる環境や体制を整備するため、子育て支援の担い手となる人材を確保すること、また、子育て支援の仕事に関心を持ち、従事することを希望する者に対し、必要となる知識や技能等を習得するための研修を実施し、子育て支援の担い手と支援員の資質の確保を図ることを目的とする。

（2）業務委託場所

受託者である乙が定める場所

2. 処理要領

（1）業務委託概要

- ①研修の企画・運営
- ②研修修了者に対する修了証明書の作成・交付

（2）業務内容

①契約期間

業務委託契約締結日から令和7年3月31日までとする。

②開催月日

業務委託締結後、速やかに開催することとし、実施日については甲と乙とで協議する。また、研修日程については基本研修が2日間、専門研修が8日間（見学実習2日間を含む）を基本とし、日程についても、甲と乙とで協議するものとする。

研修会場の確保及び使用機器等の準備については、乙が行う。

③研修対象者

室蘭市、登別市、伊達市、洞爺湖町、豊浦町、壮瞥町に在住し、子育て支援の仕事に関心を持ち、いずれかの市町において、保育所や幼稚園などの子育て分野の各事業所に就労することを希望する者。また、既に子育て支援分野に在勤している者。

※対象者に関する募集や受付等については、甲が行う。

④研修コース

基本研修 定員40名

専門研修・地域保育コース（共通科目・地域型保育） 定員40名

⑤研修項目・科目及び研修時間数等

国要綱で定める上記研修内容を実施するものとする。

地域保育コースにおける見学実習先の選定・確保・調整等については乙が行う。

3. その他留意事項

- （1）本事業を実施するにあたっては、別記個人情報取扱特記事項の規定を遵守すること。
- （2）「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」等に基づき、必要な措置を講じること
- （3）この仕様書に定めるもののほか必要な事項が生じた場合はその都度協議するものとする。